

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和2年度第3四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	舞洲工場ごみピット発火監視装置整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	能美防災(株)	26,840,000	令和2年10月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
2	舞洲工場クレーン設備整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	富士ホイスト工業(株)	8,800,000	令和2年10月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
3	鶴見工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	246,400,000	令和2年10月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
4	平野工場2号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事（その3）	清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング(株)	9,900,000	令和2年11月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
5	舞洲工場蒸気タービン設備整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	26,400,000	令和2年11月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
6	舞洲工場DCS更新工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	299,200,000	令和2年11月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
7	舞洲工場2号炉ボイラー設備緊急補修工事（その2）	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	17,028,000	令和2年12月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
8	東淀工場排ガス分析計修繕	清掃施設工事	東淀工場	富士電機(株)	1,430,000	令和2年12月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
9	北港処分地 廃水処理施設整備工事	清掃施設工事	北港処分地	(株)タクマ	16,500,000	令和2年12月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
10	鶴見工場クレーンバケット整備工事	清掃施設工事	鶴見工場	(株)福島製作所	7,590,000	令和2年12月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場ごみピット発火監視装置整備工事

2 契約の相手方

能美防災（株）

3 随意契約理由

今回整備を行う舞洲工場ごみピット発火監視装置は、当工場の消火設備の一部として24時間ごみピットを連続監視する装置であるが、老朽化が著しいことに加えてメーカーによる部品供給期間が過ぎていることから、ごみピット発火監視装置本体を更新する。

当工場のごみピット発火監視装置、およびこれと連携して動作する放水銃、車両管制装置、ごみピット自動運転システムなどは能美防災（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。今回の整備に際しては、ごみピット発火監視装置だけでなく連携させる設備についても十分把握していることが必要であり、設備を設計・施工した会社以外では技術面での対応が不可能である。

さらに、更新後の設備全体に対する一貫した責任を受注者に持たせる必要があり、これら条件を満たすのは本設備を設計・施工した能美防災（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

富士ホイスト工業（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場クレーン設備は、一般廃棄物処理施設のうちごみの焼却処理を行う施設に含まれるものであり、24時間連続で稼働している。クレーン設備は、じん芥クレーンと灰クレーン設備があり、じん芥クレーンは焼却炉にごみを供給するため使用するものであり、灰クレーンは灰をトラックに積み込むのに使用している。設備を構成する機器は機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより機器の性能や能力を維持し、クレーン設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、富士ホイスト工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場
(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場焼却設備整備工事

2 契約相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う鶴見工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場2号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事（その3）

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

平野工場2号炉において、ボイラー水管及び過熱器ほかが故障し2号炉の運転が不可能な状態となっている。

現在、他工場の整備工事等により当工場への搬入量も多いことから、1号炉が運転していても1炉分の焼却量ではピット状況が悪化していき、当工場への搬入受け入れが不可能となる。

以上のことから、構成市全体におけるごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるため、緊急的に復旧工事を行うものである。

今回故障した設備は、JFEエンジニアリング（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事は、設備の特質を理論的、経験的に十分把握している必要があるため、設備を施工した事業者以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体においても、一貫した責任と性能に係る保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは、本設備を設計、施工したJFEエンジニアリング（株）に限られる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場蒸気タービン設備整備工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

舞洲工場の蒸気タービン設備は、ごみ焼却施設で発生する排熱を利用しボイラーで発生させた蒸気を用い発電している設備である。

蒸気タービン設備を構成する機器や部材は、経年や機械的な運動により劣化や摩耗が進行し、今回機器や部材の取替を行い適切な維持管理を図るものである。

本設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場DCS更新工事

2 契約相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場DCS設備は、一般廃棄物进行处理する施設のうち、ごみの焼却・破碎処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している電気計装設備並びに電子計算機設備の機能を維持できるように整備・調整を行うもので、設備の基幹部分となる機器等を交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。当工場の電気計装設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については電気計装設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場
(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場2号炉ボイラー設備緊急補修工事（その2）

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

舞洲工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラー設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修工事を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障を及ぼす可能性があり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから、早急な復旧が必要である。

本設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場排ガス分析計修繕

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

今回修繕を行う東淀工場排ガス分析計は、24 時間連続で排ガス中の成分別の濃度を測定している装置である。

工場操業中の周辺環境への影響を最小限にとどめるには、正確な連続測定による適正な公害監視を行う必要があるため修繕を行うものである。

当工場の排ガス分析計は、富士電機株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については排ガス分析計が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本排ガス分析計を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後の排ガス分析計において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本排ガス分析計を設計・施工した富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地 廃水処理施設整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

今回整備工事を行う北港処分地の廃水処理施設は、最終処分場から生ずる浸出水を公共用水域等へ放流できる水質まで処理するための施設である。

設備を構成する機器や部品は海水、潮風などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、廃水処理能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

北港処分地の廃水処理施設は、(株)タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本修繕は、海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分に把握したうえで実施しなければならない。

このような条件を満たすためには、当該処分地の廃水処理施設を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3353)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

(株)福島製作所

3 随意契約理由

今回整備工事を行う鶴見工場クレーンバケットは、じん芥クレーンバケットと灰クレーンバケットがあり、じん芥クレーンバケットは焼却炉にごみを供給するために使用し、灰クレーンバケットは灰をトラックに積み込むために使用している。本クレーンバケットは、機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより、機器の性能や能力を維持し適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは、(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本クレーンバケットを設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後のクレーンバケットにおいて、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本クレーンバケットを設計・施工した(株)福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場（電話番号 06-6912-4700）